

【令和6年度 真室川町福祉サービスのお知らせ】

◇高齢者福祉◇



事業名 《対象》	事業内容
①重度要介護高齢者介護者激励金支給事業 《対象》要介護度が4・5 又は同程度の状態にある高齢者を在宅で6ヶ月以上介護している方	年額 20,000 円の激励金を支給します。
②紙おむつ支給事業 《対象》常時失禁状態となつてから3ヶ月以上経過している在宅高齢者	月に1度、紙おむつを基準の範囲内で支給します。
③救急タクシー事業 《対象》寝たきりの高齢者等	通院等で救急タクシーを利用した場合に1日当たりの費用の半額(限度額 10,000 円)を支給します。同一年度6日分まで利用できます。
④除雪支援事業 《対象》自力で除雪困難な高齢者・障がい者世帯	除雪作業員と除雪機使用代を助成します。期間中、作業員8人分(1人当たり1日8時間、豪雪時には10人分)まで利用できます。1割の本人負担があります。
⑤緊急通報システムの貸与 《対象》高齢者世帯	救急車の要請や火災等の緊急時に備え、直接広域消防本部に通報することができる緊急通報装置を貸与します。

◇障がい者福祉◇

事業名 《対象》	事業内容
①障がい者交通費助成事業 《対象》身体障害者手帳1～5級・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方	心身障がい者の社会参加と日常生活圏の拡大を支援するため、交通費助成として月額 2,000 円を支給します。
②人工透析患者通院交通費助成事業 《対象》公共交通機関や自家用車等を利用し、人工透析療法のため通院している方	通院交通費を助成します。助成の額は、月額 3,000 円を限度とし、通院距離と通院回数に応じて決まります。
③紙おむつ支給事業 《対象》常時失禁状態となつてから3ヶ月以上経過している障がい者	月に1度、紙おむつを基準の範囲内で支給します。
④重度障がい者介護者激励金支給事業 《対象》障害支援区分が5・6 又は同程度の状態にある障がい者を在宅で6ヶ月以上介護している方	年額 20,000 円の激励金を支給します。
⑤特別支援児童養育手当支給事業 《対象》特別支援学級又は特別支援学校に在籍し、障がいを事由とする他手当を受給していない児童	対象児童1人につき、その保護者等に月額 3,000 円を支給します。
⑥在宅酸素療法者支援事業 《対象》呼吸機能障害による身体障害者手帳所持者(1, 2 級を除く)で在宅酸素利用の方	月額 1,600 円を支給します。
⑦特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当制度 《対象》心身に著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する方	(特別障害者手当) 月額 28,840 円 (障害児福祉手当) 月額 15,690 円 (福祉手当制度) 月額 15,690 円 ※手当の金額は改訂される場合があります。
⑧障がい福祉サービス (障害者総合支援法/児童福祉法) 《対象》障がい者(児)及び難病患者 ※障がい等内容により該当にならない場合があります。 ※利用は原則1割負担となります。	○障害福祉サービス給付事業 施設入所、短期入所、ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援、放課後等デイサービス等のサービスを利用できます。 ○補装具費支給事業 身体の障がいを補うため、障がいの状態に応じて車椅子・補聴器等の補装具費を支給します。
⑨自立支援医療給付 《対象》障がい者(児)及び難病患者	障がいの軽減や機能回復のための医療給付です。 ○更生医療 : 心臓・腎臓・肢体等に障がいのある方 ○精神通院医療 : 精神科等へ通院されている方 ○育成医療 : 身体に障がいのある児童
⑩日常生活用具給付事業 《対象》在宅の障がい者で身体障害者手帳を所持している方及び難病患者	特殊寝台、吸引器等を給付します。1割の自己負担額があります。



※福祉サービス提供には所得要件があります。(詳細は裏面をご覧ください。)

◇児童福祉◇

事業名 < 対象 >	事業内容
①児童手当制度 《対象》中学校卒業までの児童を養育している方	対象児童 1 人あたり (3 歳未満) 月額 15,000 円 (3 歳以上小学校修了前) 月額 10,000 円 ← 第 3 子以降は月額 15,000 円 (中学生) 月額 10,000 円 ※所得制限該当者は、特例給付として月額一律 5,000 円が支給されます。
②児童扶養手当制度 《対象》ひとり親家庭で 18 歳未満(障がい児は 20 歳未満)の児童を養育している方	(対象児童 1 人) 月額 45,500 円 (対象児童 2 人) 月額 56,250 円 (対象児童 3 人) 月額 62,700 円 ← 4 人目以降 1 人につき最大 6,450 円加算 ※手当の金額は改訂される場合があります。 ※認定から 5 年を経過した受給者で一定の条件にあてはまる方や所得制限に該当する方は減額されます。 ※公的年金等を受給していても、その額が児童扶養手当より低い場合は差額分が受給できます。
③特別児童扶養手当制度 《対象》精神又は身体に障がいのある 20 歳未満の児童を養育されている方	(1 級障がい児) 月額 55,350 円 (2 級障がい児) 月額 36,860 円 ※手当の金額は改訂される場合があります。 ※所得制限に該当する方は減額されます。
④未熟児養育医療 《対象》未熟児	身体発育が未熟なまま出生した乳児へ医療給付を行います。

◆令和 6 年 10 月以降「制度改正」が行われる予定です。内容が定まり次第、改めてお知らせします。

～所得要件～

町民税非課税 又は
町民税の所得割額 10 万円未満 } の個人または世帯に該当する場合は、
下記の福祉サービスを受けることができます。

○対象者個人の住民税所得割額で対象が判定されるサービス

- ①救急タクシー事業 (高齢・障がい)
- ②人工透析者通院交通費助成事業 (障がい)
- ③障がい者交通費助成事業 (障がい)
- ④紙おむつ支給事業 (高齢・障がい)

○対象者の世帯員全員の住民税所得割額で対象が判定されるサービス

- ①介護者激励金支給事業 (高齢・障がい)
- ②除雪支援事業 (高齢・障がい)
- ③特別支援児養育手当支給事業 (特別支援学級在籍児童)

※住民税の所得割額はお手持ちの町民税の納付書、または町民税特別徴収税額決定通知書（給与天引きの方）で確認できます。

※町民税非課税の方には納付書や決定通知書は送られていません。

～お知らせ～

福祉課窓口で、

住民票など一部の証明書の発行や、納付書による税金などの収納ができます。

ヘルスケアセンターまむる川を利用される方は、ぜひご活用ください。

その他、ご不明な点等ございましたら、下記担当あてお問合せください。

お問合せ：福祉課 福祉係（総合保健施設内・町立病院並び）

☎ 6 2 - 3 4 3 6

